

私法分野への展開について（ダイジェスト版）

私法分野を子どもたちに教える重要性

国家や公共団体と国民の関係を規律する法を公法といい、憲法や刑法、行政法等が代表的な法である。一方、私人間の生活上の法律関係を規律する法を私法といい、民法、商法等が代表的な法である。

これまで、学校教育の現場では、憲法や公法の授業が中心であり、私法について学ぶ機会はほとんどなかったと思われる。

しかしながら、実際の社会の中では、他人との間の権利義務関係を律する私法が極めて身近な存在である。また、私法関係は原則的に対等当事者の関係であって、自由で平等な個人が合理的判断に基づいて約束を取り交わして主体的に法律関係を築いていくことを理念としている。これは、学校や社会で共同生活していくための能力や態度を養う法教育の理念にも添うものである。

以下に、私法の重要な分野について、基本原則を概観しつつ、法教育実施の可能性・必要性について検討する。

私法の基本原則をめぐる学習

1 私法の基本原則についての学習

学習にあたっては、実際の事例にあてはめながら、上位概念（原則）を学び、さらに下位概念（例外・修正）を押さえることによって、より深く体系的に理解することが期待できる。

また、私法の基本原則の展開は、封建制身分社会の崩壊、産業革命、近代資本主義社会の発展など、政治・経済や日本史、世界史など他の社会系科目と連動している。

2 私法の基本原則とその例外

(一) 自由で平等な市民

(1) 近代市民社会は、身分制封建制社会を否定し、自由で平等な市民という人間像を確立していった。これは、すべての人が国籍・階級・職業・年齢・性別によって差別されることなく、等しく権利義務の主体となる資格（権利能力）を有し（権利能力平等の原則）、共通の民法が適用される（平等適用の原則）ことを意味している。

この概念は他の基本原則の最も根底にある指導的な精神といえる。

(2) しかし、憲法も合理的区別は認めており、取引においても人間の多様性や個性に着目したきめ細かいルールが必要となっている。

たとえば、民法は、判断能力が十分でない者の取引について制限行為能力制度を採用し、未成年者や高齢者、障害者の権利保護を図っている。

(二) 所有権絶対の原則（財産権不可侵の原則）

(1) 所有権は、誰から何の拘束も受けずに物を全面的に支配できる権利であり、近代資本制社会は、全面的な所有権を承認すること（私有財産制）から出発している。

日本国憲法も私有財産の不可侵を定め（29条1項）、民法206条も近代的所有権を承認している。

なお、ロックの自然法論は、生命、身体の権利と、生命・身体による労働生産物（これらをプロパティを総称）の絶対不可侵を唱えており、所有権絶対の原則は、財産支配にとどまらない個人の尊厳に由来する概念であったことに留意する必要がある。

(2) しかし、貧富の差や社会の様々な弊害に対する反省から、所有権といえどもそれに内在する社会性によって制約されると考えられるようになった。

憲法は財産権の内容は公共の福祉による制限を受けると定め（29条2項）、民法も私権の行使には限界があること（1条）、所有権も「法令の制限」を受けると定めている（206条）。

現在は、利用権保護のための借地借家法、公権力の所有権取得のための土地収用法、環境保護のための大気汚染防止法、保安のため建築基準法、消防法などさまざまな制限が所有権に対し設けられている。

(三) 契約自由の原則

(1) 個人の自由な意思決定によって私人間の法律関係を形成することができるという考え方を私的自治の原則という。契約自由の原則とほぼ同義に用いられている。

(2) 個人の自由な活動を保障することにより産業経済は著しく発展したが、貧富の差の拡大によって生存が脅かされる事態になった。

このため、国家が契約自由の原則に積極的に干渉するようになり、当

事者間の実質的な平等が図られることになった。

労働者保護法制、消費者保護法制、借地借家法などがその一例である。

(四) 過失責任の原則

(1) 私的自治の原則は、個人の自由な活動を保障する一方、自由な活動の結果、他人に損害を与えた場合はその賠償をしなければならない。このため、過失（故意を含む）がなければ損害賠償責任を負わされないことがないという原則が導かれる。

(2) しかし、危険を内包する事業で他人に損害を与えつつ、他方で多大な利益を上げる企業が数多く出現したため、被害者保護や公平な負担のために無過失責任論が台頭した。

現在では、民法の使用者責任や土地工作物責任、自動車損害賠償保障法、製造物責任法等において、立法や判例により過失の程度を緩和したり立証責任を転換するなどして、過失責任原則が修正されている。

契約に基づく法律関係

1 法は二人の私人間の合意を「契約」といい、私たちは契約に関わることなく社会生活を営むことはできない。

法教育で「契約」を取り上げる理由は、単に契約が身近な問題であるだけでなく、自由で公正な社会の実現を目指すためにもきわめて重要である。

2 契約に関する私法の基本原則と法教育との関係

(一) 自由で平等な市民

みなが等しく自由で対等な立場に立つ契約の前提は、個人の尊厳を基本に自由で公正な社会を実現しようとする法教育の理念と合致するものである。

(二) 契約自由の原則

私的自治の原則から、自律した個々人が自由にその内容を取り決めて合意を形成するという契約自由の原則が導かれる。

このような私的自治の理念を教えることは、法が多様な人々が共生するための相互尊重のルールであることを、二当事者間という最小単位で理解する機会となるものであり、集団での決まりを作るルール作りの授業や話

し合いによる紛争解決を一つのテーマとする司法の授業に連なる要素を内包している。

(三) 基本原則の修正

現実の社会は、契約当事者が必ずしも対等は限らないし、自由に合意形成ができるとは限らない。そこで、法は、契約自由の原則を修正したり、権利能力平等原則を修正して現実社会に対応している。このような法の姿勢は、自由で公正な社会を実質的に実現しようとするものであり、法教育の授業では基本原則を修正する法律に触れながら、このような法の趣旨を伝えていくことができるであろう。

(四) 授業の枠組みの例

契約自由の原則から消費者保護という修正へ展開していく授業の進め方の他に次のような授業案が考えられる。

(1) 労働法

(導入) 労働契約も契約であること、このため、使用者と労働者が自由に内容を決めることができること。本人たちが決めた以上は、契約の内容を守る必要があること。

(展開) しかし、使用者の立場が強いために、労働者の大多数は、貧困と失業の危機にさらされて、低賃金長時間の労働を強いられることになったこと。

労働者は、労働組合を結成し、ストライキなどの手段で使用者に改善を求めるようになったこと。このような歴史を経て、19世紀後半以降、各国は、労働者の生活を守るために法制度を作り、契約自由の原則に歯止めをかけるようになったこと。

(まとめ) 現在の労働者保護法制について(最低賃金、労働時間、休日、解雇の制限等)。

(2) 借地借家

(導入) 土地や建物を借りるのも契約の一つであり、貸主と借主が自由に決められることができること。また、貸主の所有権は不可侵の権利と考えられていたこと。

(展開) しかし、所有者の立場が強調され、家賃・地代、期間、明渡等について貸主の意向が通り、その反面借主の居住が著しく不安定になっ

たこと。

このため、各国で借主の権利を保護し、貸主の権利を制限する法制度ができたこと。

(まとめ) 現在の借地借家法制について (賃借期間、明渡、敷金等)。

(五) 発達段階に応じた展開

(1) 小学校段階

契約は二当事者間の意思の合致であるから、これに近い日常用語は「約束」といえる。「約束は守られなければならない」という意識は契約を履行することの前提となるものである。

そこで、小学校段階では、売買契約の典型的な事例を題材にしつつも、法を意識させることなく、「約束をする」「約束を守る」といった観点から授業を展開していくことが有用であると思われる。

(2) 高等学校段階

前述のとおり、消費者保護法制だけではなく、労働法制や借地借家法などの分野で、法が自由や公正を実質化するために原則を修正していることの意味を考えさせる授業が考えられる。

また、二当事者間での自由な合意という契約の基本的な考え方を、複数当事者における自由な合意という観点から社団設立の場面を設定し、その場合のルール (定款) の必要性と重要性について学ばせる授業も考えられる。

四 契約に基づかない法律関係

- 1 日常生活では、他人の物を壊したり、交通事故で怪我を負わせるなど、契約関係にない当事者間で問題が生ずることがある。その場合も、加害者がその損害を負担する結論にならないければ、被害者の救済は図られず、したがって法が目指す公正は実現されない。

そこで、法教育においても、権利救済や公正の観点から、契約に基づかない法律関係を取り上げていく必要がある。

2 不法行為と法教育との関係

(一) 不法行為制度と目的

故意または過失により、人の物を壊したり怪我をさせるなど他人に損

害を与えた場合、加害者は被害者に損害を賠償する義務を負う（民法709条）。

不法行為制度の目的は、被害者の権利救済のために損害を填補することであり、この「損害」の前提となる生命・身体・財産などの被侵害利益は、個人の尊厳から導き出されている。

このように、不法行為に基づく損害賠償の問題は、いったん生じた損害を填補することによって被害者の権利救済ひいては法の目的である公正を回復する作業であるから、具体的事例に即しながら、子どもたちが公正の具体的な内容を考えたり、個人の尊厳を具体的に感じる機会となりうるものである。

（二）過失責任の原則

過失責任の原則は、私的自治を裏側から支える側面である。過失責任の原則を教える中で、私的自治の実質を理解し、過失や責任の具体的な意味を考えさせることができるであろう。

3 授業の展開例

過失責任主義が一人歩きし、過失がなければ危険物を生み出して多数の人の健康を害しても法的責任を負わないといった事態が生まれることになった。

このため、前述のとおり、過失責任主義も減殺は修正されており、原則（理念）と例外（修正）の形で授業展開することを通じて、責任と公正を具体的に考えることができるであろう。

五 その他の検討課題

そのほか、私法で検討すべき分野・項目として、以下のものが考えられる。

1 家族法

近代家族法の根本原理は「個人の尊厳と両性の本質的平等」であるが、他方、共同社会である家族の実態に即し、共同体としての規制を加えて、人格的側面では氏や住居の同一を要求し、経済的側面では夫婦間の扶助義務、婚姻費用分担義務、日常家事債務の連帯、共有の推定、配偶者死亡の際の相続権などを規定している。

このような法の規定は、個人の尊厳を基本とする分解された個人と共同体としての統合を目指すものであり、個人と社会の問題をテーマとする法教育

的観点から取り上げることは可能であろう。

2 意思能力及び行為能力

意思能力及び行為能力の考え方は、私的自治原則を裏から担保する制度であり、意思のないところでは法律効果が認められないとするものである。

このように、能力の存在は契約の前提になるため、契約とあわせて授業を行うことができ、行為能力は未成年取消、意思能力は取引の無効や成年後見制度と関連しており、消費者問題や高齢者問題の授業に展開・連携させることが可能である。

3 私権の公共性

信義誠実の原則（民法1条2項）は、近代社会における私的取引関係においては、相互に相手方の信頼を裏切らないよう誠実に行動する義務を負うという考え方であり、権利濫用理論（民法1条3項）は、権利といえども正当な範囲を逸脱する行使は許されないという考え方である。

いずれも私権の重要な原理なので、適当な事例があれば授業の対象にすることができる。

4 破産法

破産法は、破産法（狭義）、民事再生法、会社更生法のほか、任意整理手続や特定調停を含む分野であり、いずれも債務者が債務を完済することができなくなった場合の法的処理に関するものである。

破産制度の目的としては、債権者の平等満足及び債務者の経済的更生が挙げられる。

この目的のために、本来約束に基づいて完済まで支払うべき義務が敢えて免除されている事情や必要性などを学ぶことになるろう。

以上